

第 4 回生活・利用に関する検討部会議事概要

日 時：平成 20 年 10 月 15 日（水） 14：00～15：30

場 所：石垣港離島ターミナル第一会議室及び第二会議室

参加者：委員 18 名（内訳：個人 3 名，団体・法人 6 名，地方公共団体 6 名，国 3 名）
その他 2 名，報道関係者 5 名

議事：

- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～ 3 回部会の概要について
- (2) 船社へのヒアリング結果について（高速運航、夜間運航）
- (3) 海域利用の先進事例について（八重山漁協、慶良間海域、グレートバリアリーフ）

議事概要：

- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～ 3 回部会の概要について
 - ・ 地区指定、現況の海域利用を示した石西礁湖全体の対象海域の図面を用い、将来の海域利用を検討。
- (2) 船社へのヒアリング結果について（高速運航、夜間運航）
 - ・ 共同運航は、地球温暖化対策（CO₂ 削減）に繋がるため、優先すべき方策である。
 - ・ 船社側でも共同運航を検討する際に許認可上の問題等、各社の採算性等をクリアすることが必要。本検討部会、協議会から沖縄総合事務局運輸部へ相談。
 - ・ 朝夕の混雑時以外での減便、速度低減を行うことが考えられ、本検討部会または自然再生協議会から船社へ申し入れる。
 - ・ 仲間川遊覧船の利用協定（マングローブ倒壊防止の速度制限）は石西礁湖で参考となる。
- (3) - 1 海域利用の先進事例について（八重山漁協）
 - ・ （資源管理を行っている事例を示し、）遊漁、ダイビングを含め、海域利用者と調整を図らなければ漁業は成り立たないため、自然再生協議会等を通じて良い取り組みができることを期待。
- (3) - 2 海域利用の先進事例について（慶良間海域）
 - ・ 今後は、座間味の事例を参考として、ダイビング等を含めて共通のルール作りが必要。
 - ・ アンカーブイ設置の適正規模の検討等、海域利用のルールづくりには、ダイビングショップ等の実態数を把握することが必要。
 - ・ 竹富南航路周辺では、ダイビング業者等の増加に伴い利用が輻輳し、危険な状態である。
 - ・ 石西礁湖でも保全活動を行っているダイビング協会員以外はアンカーブイを使用できない措置が必要。
 - ・ 石西礁湖ではペナルティ導入の可否も含め検討することが必要。
 - ・ アンカーブイ設置は、海域利用の少ない場所から実験的に進めることを検討。
- (3) - 3 海域利用の先進事例について（グレートバリアリーフ）
 - ・ グレートバリアリーフは、目の前にサンゴが存在し、人口密度の高い八重山と条件が異なるため、厳しい管理が可能になっている。

八重山漁協

農水大臣賞を受賞

第28回全国豊かな海づくり大会

資源管理の取り組み評価

上原「漁業者の励みになる」 組合長

禁漁区を設定して漁業資源の回復に取り組んでいる八重山漁業協同組合（上原亀一組合長、正組員数304人）は7日、新潟市で開催された第28回全国豊かな海づくり大会（同推進委員会主催）で、資源管理型漁業部門の農林水産大臣賞を受けた。資源回復推進委員会（砂川政信委員長）が監視活動を行うなど、漁業者主体の取り組みが評価された。砂川委員長は「これからの活動に励みになる」と話している。

県内からは昨年の大会で初めて恩納村漁協が漁場保全部門で大臣賞を受賞しているが、資源管理部門では初。



農林大臣賞を受けた、右から八重山漁協の上原亀一組合長、砂川政信資源管理委員長（左は大浜長照市長）、11日市長室



黒島東の禁漁区で、夜間用ライトの電池交換のためパイを引上げる資源管理委員会のメンバー（八重山支庁提供）

八重山漁協の資源管理の取り組みは1998年からスタート。クテナギ（インフエフキ）を対象に5年間、産卵期（4～5月）に4海域を禁漁区に設定、クテナギを含めたすべての魚種を禁漁にした。この結果、激激は年間を通じた体長制限（12種）を実施、08年4月からは産卵期（4～6月）に全魚種を禁漁とする海域を5カ所に拡大、禁漁海域面積がクテナギ資源管理時の約5倍となる大規模な資源管理を開始した。

大会には上原組合長、砂川委員長、県市の担当者らが出席。訪ねた上原組合長は「資源管理の結果はすぐ出るわけではなく、長いスパンの取り組みとなるが、今回の受賞は漁業者の励みになる」と報告した。漁協の規則で違反し漁業者はその日の水揚げの5倍の罰金を支払うことになっているが、遊漁船などには協力を求めることしかできないことから、上原組合長は「意識をもって一緒に取り組んでもらいたい」と呼びかけた。

報告を受けた大浜市長は「いい結果を出してほしい」と資源回復に期待を寄せた。

海域利用の先進事例

1. 慶良間海域での取り組み

1) 座間味村環境プロジェクト『楽園-ZAMAMI』

美しい海と島の自然環境を護り、南の楽園でありたいとの願いを込めて平成18年3月に策定されたプロジェクトで、村民と行政が一体となって、**慶良間海域保全会議**、オニヒトデ対策、ビーチクリーンエコツアーリズム、意見交換会の開催等の取り組みを進めている。平成19年度からは、総務省の施策である『**頑張る地方応援プログラム**』として推進している。

2) 慶良間自然環境保全会議

平成17年11月

慶良間海域のラムサール条約に登録を機に、座間味、渡嘉敷の両村が官民一体となって海域保全を推進することを決定。

平成18年3月

両村のダイビング事業者、観光関係者、漁協、役場で構成される「**慶良間海域保全会議**」が発足。ダイビング、シーカヤック、ホエールウォッチング等を「**自主ルール**」に基づいて行っていくことを宣言。

慶良間海域には多種多様の生物たちが生息し、その生物たちの棲み家となるサンゴは400種類を超えているといわれます。その価値は世界的にも評価されており、平成17年11月には海域が、ラムサール条約に登録されました。しかし、水温の上昇に伴う影響や、表土の流出、オニヒトデの大量発生と、サンゴ礁は危機的状況にあることも事実です。ここ数年来、同一ポイントに多くの事業者が集中することによる、サンゴのダメージも懸念されています。慶良間海域で生まれたサンゴの卵が黒潮にのり、他の地で成長していくことから、国内のサンゴ礁の故郷は慶良間諸島とも言われており、その保全は近海のサンゴ礁成育の為にも大切な課題です。このような現実を踏まえ、今般私達は、ラムサール条約に掲げられているワイズユースの理念に則り、サンゴ礁を始めとした海の資源の保全を図りながら、持続可能な利用をすることを宣言します。これからもこの豊かな自然を護るため、ダイビングやシーカヤック、ホエールウォッチングなど海の活動について、我々が自主ルールに基づいて保全を図りながら活動をしていることをご理解いただくと共に、村外事業者や他地域にも、自然環境保護を官民一体となって呼びかけていきたいと考える次第です。

平成18年3月23日 慶良間海域保全会議

平成19年5月

海岸や無人島等の陸域の保全も進めることとして、名称を「**慶良間自然環境保全会議**」に変更。

【 関連サイト 】

- ・ 座間味村環境プロジェクト http://www.vill.zamami.okinawa.jp/new/yakuba/19rakuen_project.htm
- ・ 慶良間自然環境保全会議 <http://www.vill.zamami.okinawa.jp/village.aspx?RL=L&LK=31>



保全会議加盟の会員が掲げる船舶旗
絵柄は保全会議のシンボルマーク



ビーチクリーン



リーフチェック

慶良間海域保全利用宣言（抜粋）

1・自主ルールの対象となる活動

ダイビング、シュノーケリング

無動力船（シーカヤック、サバニ、ヨット）

ホエールウォッチング

2・配慮すべき事項

（1）自然環境

共通事項

・ポイント利用に際しては分散利用に努め、他船が集中している場合には極力ポイントを変更する他、短期間に同一ポイントを集中的に利用することなく、複数のポイントを広範囲に利用する。使用頻度が定められているポイント（休憩ポイントも含む）の積極的管理、保全及び啓蒙活動に努める。

ダイビング、シュノーケリング

・ボートの係留は原則ブイを取る。但し、アンカー打ちをする場合には、スキンもしくはスクーバで海に入り、水中環境に配慮した方法でサンゴにダメージを与えないようにする。サンゴを護るポイント（ラムサール条約登録海域等）は、係留ブイ1個に対し1隻まで、アンカーを使用する場合は2隻までとし、休憩は禁止とする。尚、ポイント毎の細かい利用方法については、保全会議理事会で定める。

ホエールウォッチング

・1頭又は1群の鯨に対して、ウォッチングボートは3隻までとし、2時間を越えたウォッチングは禁止する。親子鯨のウォッチングは、午前・午後それぞれ30分以内とする。

（2）安全管理

ダイビング、シュノーケリング

・ドリフトダイビングの時は、常にエアーを追尾し他船に注意を喚起する。また、同一船から複数のグループに分かれての潜水は禁止。他船はできるだけ距離を開け迂回して航行する。（オニヒトデ駆除に関する作業時はこの限りではない）

（3）地域住民の生活、伝統文化

・地域への環境教育、啓発活動を目的とした、海の環境教育プログラムを地域住民向けに実施する。

（4）補完項目

・環境保全活動の実施（環境保全型自然体験活動としての実施を含む）等、地域の環境保全への貢献策として、協定区域内の定期的な海中やビーチの清掃活動、リーフチェックの実施を推進していく。また、珊瑚保全に関してはオニヒトデ駆除を継続して行い、情報を定期的に公表する。

・事業所は、それぞれ定期的にスタッフ教育を行い、スタッフの意識・技術等、質の向上に努めると共に、環境保全活動を活用した体験プログラムの開発、ガイド人材の育成にも積極的に取り組み、体験滞在型の観光を推進していく。

・できる限り一般利用者やその他の事業者に対しても、自然環境保護に関する啓発活動を行う。

3) ダイビング協会からのヒアリング

(1) 設立経緯

昭和59年ごろ、海域の環境保全を目的に、ダイビング協会を設立。
この時点から、すでに海域を利用している漁協と連携し、海域の保全を行っている。

(2) 基本スタンス

サンゴ礁海域でのダイビングはサンゴを破壊する活動であり、ダイビングを行うものはサンゴの保全・再生を行う義務を負う。

(3) ダイビングポイントでの環境保全

ダイビングポイントの制限(ポイントの休息)

- ・ダイビング活動によるサンゴの破壊が確認されたポイントは、3年を目安にダイビング・漁業での使用を行わない。回復の状況によっては、さらに長期間、使用しない。
- ・ポイントの指定は随時行い、非常に美しいポイントでは、ダイビングは永続的に禁止し、シュノーケリングのみとする。

係留用ロープ(アンカーブイ)の使用

- ・設置された係留用ロープの使用は、使用旗を掲げている船舶のみとする。
 - ・使用旗は、ダイビング協会に所属し、所定の活動および管理費等を支払ったショップに対し1枚支給する。
 - ・係留作業の円滑性、安全管理(事故防止)のため、船長が船上に居ない船は係留してはならない。
 - ・休憩のための係留は禁止
 - ・指定された箇所での、事業所の所在、船舶の根拠地を有する船舶しか利用できない。
 - ・漁場保全海域の旗が掲げている場所では投錨できない。
 - ・同一ショップで同時に2隻使用することは出来ない。
- 係留用ロープ(アンカーブイ)の設置・管理
- ・海域利用費として協会員より集め、漁組に依頼。漁組はこの資金を用いて、ブイの設置、管理を行う。
 - ・設置の同意は、漁組とダイビング協会のみ。渡嘉敷では、設置ポイントを県の南部土木事務所に報告しているとのこと。

(4) ダイビング協会としての保全活動

協会の保全活動

- ・協会として、常にオニヒトデや貝(名称?)の駆除活動を行う。
- ・活動に参加したショップ名、参加者名、駆除数量等を週末にメールリングリストを活用して全協会員に報告する。

協会員の保全活動の参加

- ・協会員のショップは、年間60人・日の保全活動への参加を行う。
- ・ショップの規模によっては人数を増やす。

協会員の持ち回りによる資機材の提供

- ・ショップは1週間交代で、保全活動に必要な船舶、船長、タンク等を用意し、協会は、駆除機材を提供する。

資金助成による支援

- ・保全活動に必要な燃料代やエアチャージ代等については、協賛企業等からの助成金を充当し、参加者の費用負担は無い様になっている。

2 . グレートバリアリーフでの取り組み

1) グレートバリアリーフの概要

グレートバリアリーフ (Great Barrier Reef) は、オーストラリアの北東、クイーンズランド州の沿岸にある世界最大の珊瑚礁である。珊瑚海に位置し、**3,000ヶ所の独立した珊瑚礁と大小 900あまりの島々**からなり、**総延長は長さ 2,600km**にわたる。多くの場所はオーストラリアの国立公園に指定され、保護されている。1981年にはユネスコの**世界遺産** (自然遺産) に登録されている。



オーストラリア政府観光局ホームページより

グレートバリアリーフの位置

グレートバリアリーフと石西礁湖の比較

	グレートバリアリーフ	石西礁湖
サンゴの種類	約 300 ~ 350 種	約 350 ~ 400 種
サンゴ礁の規模	3,500 万 ha (2,600km × 24 ~ 240km)	3 万 ha (20km × 15km)
緯度	南緯 20 ° 前後	北緯 24 °
気候	熱帯性気候	亜熱帯性気候
航路整備時期	1990 年にゾーニングを制定	-

2) グレートバリアリーフにおける環境配慮のための方策・施策

沿岸域管理 (ゾーニング): 1990 年策定

グレートバリアリーフでは、「グレートバリアリーフ海洋公園局: Great Barrier Reef Marine Park Authority (GBRMPA)」により、サンゴ礁を含めた沿岸域管理体制が取られている。GBRMPA は「グレートバリアリーフ海中公園法」に基づいて設立された国の機関であり、地元のクイーンズランド州の協力を得て、グレートバリアリーフ海域全体の様々な利用活動、産業活動についてゾーニングを基本として管理している。

GBRMPA の沿岸域管理の基本であるグレートバリアリーフのゾーニングの目的は、海中公園法に基づくグレートバリアリーフの、**保護、利用調整、資源利用調整、保全、自然状態の維持**保存である。ゾーニングは、**広大なサンゴ礁が7種類のカテゴリーに分けられて保全**されている。最も厳しく自然が守られている完全保護区域ではあらゆる活動が禁止されている。その他、許可を得て釣りをすることが可能な地域、採集できる種やその数が規制されている地域、一般に利用可能な水域などに色分けされている。

また、GBRMPA の組織には、公園管理、環境アセスメント、教育・情報、研究・モニタリング、水族館等の各部門がある。

グレートバリアリーフのゾーニングとそれぞれのゾーンで可能な行動^{*)}

活動内容/区域区分	一般用区域	生息域保護区域	保護公園区域	緩衝区域	科学研究区域	国立公園区域	完全保護区域	河口保護区域
水産養殖	△	△	△	×	×	×	×	△
罾を用いた網による採集	○	○	○	×	×	×	×	○
ボート、ダイビング、写真撮影	○	○	○	○	○	○	×	○
カニ漁	○	○	○	×	×	×	×	○
水族館用の魚、サンゴ等の採取	△	△	△	×	×	×	×	×
なまこ、巻貝、えび等の採取	△	△	×	×	×	×	×	×
制限つき採集	○	○	○	×	×	×	×	○
スノーケルによる話突き	○	○	○	×	×	×	×	○
釣り	○	○	○	×	×	×	×	○
罾を用いない網による採集	○	○	×	×	×	×	×	○
特定の影響調査以外の調査	△	△	△	△	△	△	△	△
指定航路以外での航行	○	△	△	△	△	△	×	△
観光旅行	△	△	△	△	△	△	×	△
海洋資源の伝統的な活用	○	○	○	○	○	○	×	○
トロール漁	○	×	×	×	×	×	×	×
流し釣り	○	○	○	○	×	×	×	○

○: 活動が許されている。
 △: 活動には許可が必要。
 ×: 活動が許されていない。

注:

この活動ガイドは、グレートバリアリーフ海洋公園のゾーニング内でできる活動の概要を示す。

1. 規制は、保護公園区域における水産養殖、釣突き漁、水族館用の魚、砂浜生物、サンゴの採取に適用される。

2. パブリックアクセスのない One Tree Island Reef と Australian Institute of Marine Science を除く。

3. 一人当たり4つの捕獲道具に制限する。

4. 手で取るか手で持てるサイズの道具で5種類以内に制限する。

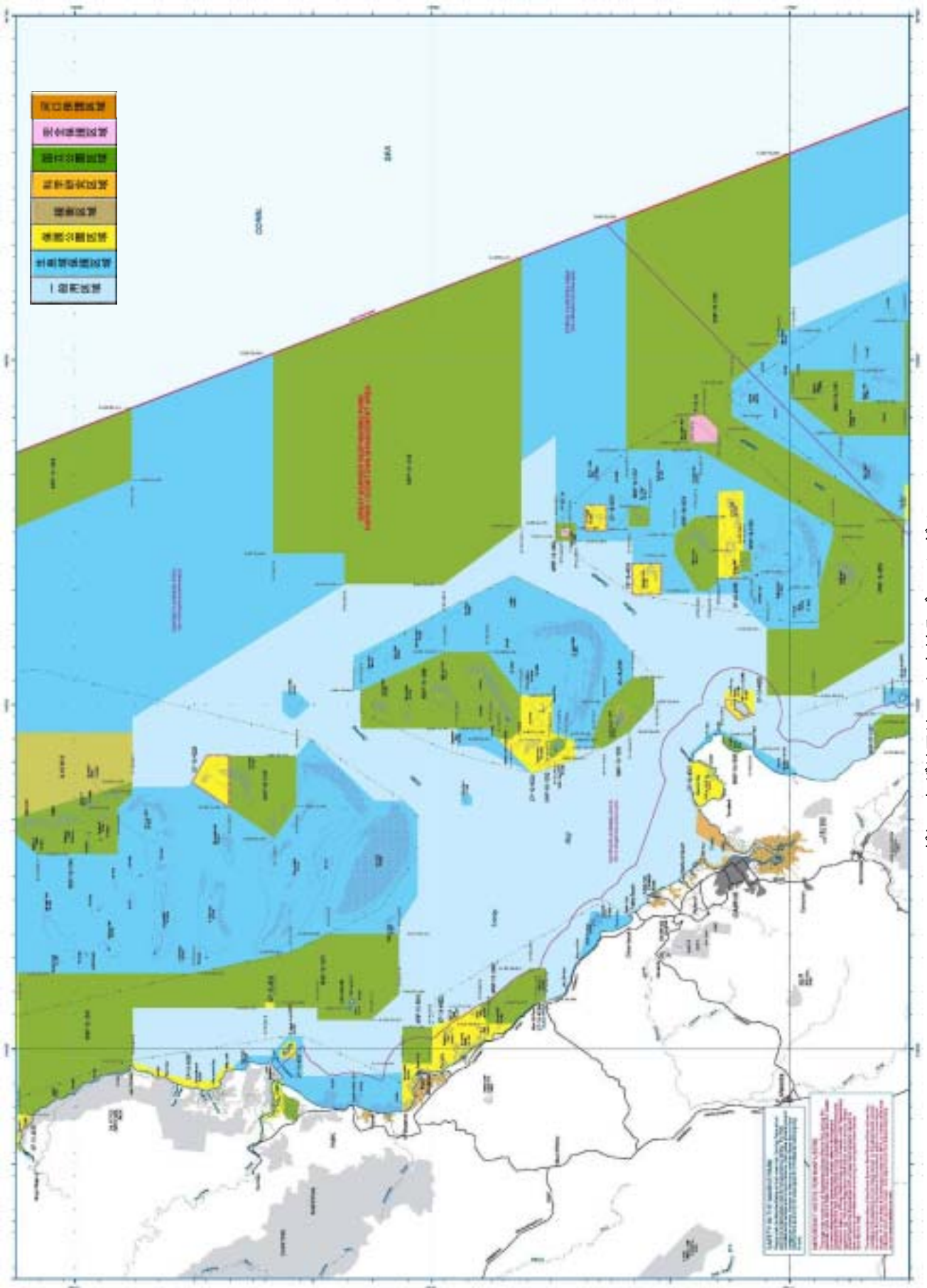
5. 一人当たり竿は3本まで、釣り針の合計は6本までに制限する。

6. 一人当たり竿は1本まで、釣り針は1個までに制限する。商業用の釣り船からは1隻だけボートを出すことができる。

7. 活動を含む海の資源の伝統的な活用は別として、許可証または認定された Traditional Use of Marine Resources Agreement が必要である。

8. 漁獲の種類のみで制限する。いくつかの緩衝区域では季節的に閉鎖する。

詳細はグレートバリアリーフ海洋公園ゾーニング計画・規則 (Great Barrier Reef Marine Park Plan and Regulations) に準拠する。



グレートバリアリーフにおけるゾーニング (2006)